

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社大林組（法人番号7010401088742）
業者の住所：東京都港区港南2-15-2品川インターシティB棟
2. 指名停止措置期間：令和8年5月21日から令和8年6月20日（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：神奈川県、山梨県及び静岡県

4. 事実概要：

上記有資格者は、山梨県内で施工中の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか工事において、令和6年10月4日に発生した協力会社の作業員が負傷した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていた。

この件について、有資格者及び有資格者の社員2名は、令和8年3月24日付で鰺沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。

5. 指名停止措置理由：

上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内